

## 令和3年度滋賀県内大学学生生活動支援補助金交付要綱

### (通則)

第1条 滋賀県内大学学生生活動支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (趣旨)

第2条 知事は、県内大学・短期大学・専門職大学（以下「県内大学等」という。）の学生同士のつながりや地域との交流を促進するため、県内大学等に所属する複数の学生からなる学生団体の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助対象者)

第3条 補助金の補助対象者は、別表1に掲げるものとする。

### (補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表2のとおりとする。

### (補助対象経費、補助率および補助金額)

第5条 補助事業の補助対象経費、補助率および補助金額は、別表3のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第7条 知事は、規則第4条に規定する補助金の交付の決定を、申請を受け付けた日から30日以内に行う。

### (申請の取り下げ)

第8条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

### (補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1号においては補助金変更承認申請書（様式第2号）、第2号においては補助金廃止（中止）承認申請書（様式第3号）をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的および効果に影響を及ぼさない程度の軽易な変更をしようとする場合を除く。
  - (2) 補助事業を廃止または中止しようとするとき。
- 2 知事は、前項の変更等の承認にあたっては、申請を受け付けた日から 30 日以内に行うものとし、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

(補助事業遅延等の報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助金補助事業遅延等報告書（様式第 4 号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から 30 日を経過した日、または令和 4 年 3 月 19 日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第 12 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた日から、30 日以内に規則第 13 条に規定する補助金の額の確定を行う。

(補助金の交付)

第 13 条 知事は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助金の交付を行う。

(補助金に係る経理)

第 14 条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(成果の発表)

- 第 15 条 知事は、必要と認めるときは、事業の成果について補助事業者に発表報告させることができる。
- 2 知事は、必要と認めるときは、補助事業者の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第 16 条 補助事業者は、第 6 条の規定に基づく交付の申請、第 8 条の規定に基づく申請の取下げ、第 9 条の規定に基づく計画変更の申請、第 10 条の規定に基づく遅延等の申請または第 11 条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うこ

とができる。

(その他)

第 17 条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に必要な事項については、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 27 日から施行し、令和 3 年度分の補助金に限り適用する。

別表1 補助対象者

<p>県内大学等に所属する複数の学生からなる学生団体</p> <p>【県内大学等】</p> <p>滋賀大学、滋賀医科大学、滋賀県立大学、龍谷大学、立命館大学、成安造形大学、聖泉大学、長浜バイオ大学、びわこ成蹊スポーツ大学、びわこ学院大学、滋賀文教短期大学、滋賀短期大学、びわこリハビリテーション専門職大学</p>
--

別表2 補助事業

<p>県内において、県および各県内大学等の新型コロナウイルス感染症対策の方針等にしたがい実施する下記のいずれかの地域活動</p> <p>(1) コロナ禍での新たなニーズに対応する取組</p> <p>(2) 地域の魅力発信に関する取組</p> <p>(3) 地域課題の解決に関する取組</p> <p>(4) その他、学生と地域とのつながりを創出する取組</p> <p>ただし、クラウドファンディング型については、実施する事業が申請時においてクラウドファンディング仲介事業者の審査の承認を得ていること</p>
--

別表3 補助対象経費、補助率および補助金額

1 一般型

(1) 補助対象経費：

区 分	内 容
旅費	外部から講師・専門家等を招く際の交通費 事業活動を行うために要する交通費
報償費	外部から講師・専門家等を招く際の謝金
需用費	消耗品購入費、印刷製本費
役務費	通信運搬費、事業活動参加者の保険料、手数料、広告料
使用料および賃借料	会場等借上料、車両・物品等のレンタル・リース料

※1 補助対象経費は、補助事業で必要とされるものに限る。

※2 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額とする。

※3 補助金交付額は、千円未満を切り捨てる。

(2) 補 助 率： 定額

(3) 補 助 金 額： 5万円以内

2 クラウドファンディング型

(1) 補助対象経費： クラウドファンディング仲介事業者へ支払う手数料

(2) 補 助 率： 2／3以内

(3) 補 助 金 額： 30万円以内